

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
- 3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-018

主管

経協有償

インドネシア 発着
本省

月 21日
平成 4年 9月 21日

外務大臣殿

国広大使

コタバンジャン政府調査団（インドネシア政府との協議：別電1。）

第1912号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 DJ8728-15）

秘

0001001

(三八〇字)

往電第1911号別電1
 16日、当地出張中の本件調査団([redacted] 佐藤有徳
 資金協力課長、行副同補佐、経企片森 経協一課補佐
 OECF/
 [redacted] I-2課長) は、BAPPENAS において、このパシフィ
 ック建設事業に係る住民移転内題に関する協議を
 行、たとへば、右概要次のとおり (先方: マヌバ
 地域担当局長、ハシリ 移住担当局長、等、
 事業実施計画(PLN)の [redacted] 他)
 出席。当方: [redacted] (OECF 同席)。

- 冒頭挨拶の後、佐藤団長の概要次のとおり
 今次調査団の目的を説明。
 1) 本件事業は、90.91年度内借款案件であり、現如
 同といたし予定通り建設が完了し、地域への電力供給
 とし所期の目的を果すこと強く希望している。この為
 にも、住民移転を含む環境内題への配慮が不可欠で
 あり、この点に2月24日、外務省両国政府の認識が
 一致しているものと思ふ。~~2月24日~~ (E/Nの付属文書
 2も確認している)に

(三八〇字)

同の経済協力を示す「簡章と環境の両立」という制述が

「象徴」的の内容と示す「~~経済協力の~~」21日

の経済協力全般 ~~の~~ 意味を ~~から~~ 重要問題である。

開始のしるし。人々の本件事業が「新たな段階」に入

ことを知り、日本政府が「いよいよ全面的に開港を開始

した」と捉えられている。30年「自由貿易」の国

も「自由貿易」の「自由貿易」の「自由貿易」

~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~

(4) 本日は ~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~

~~自由貿易の~~



秘

(三八〇字)

(5)

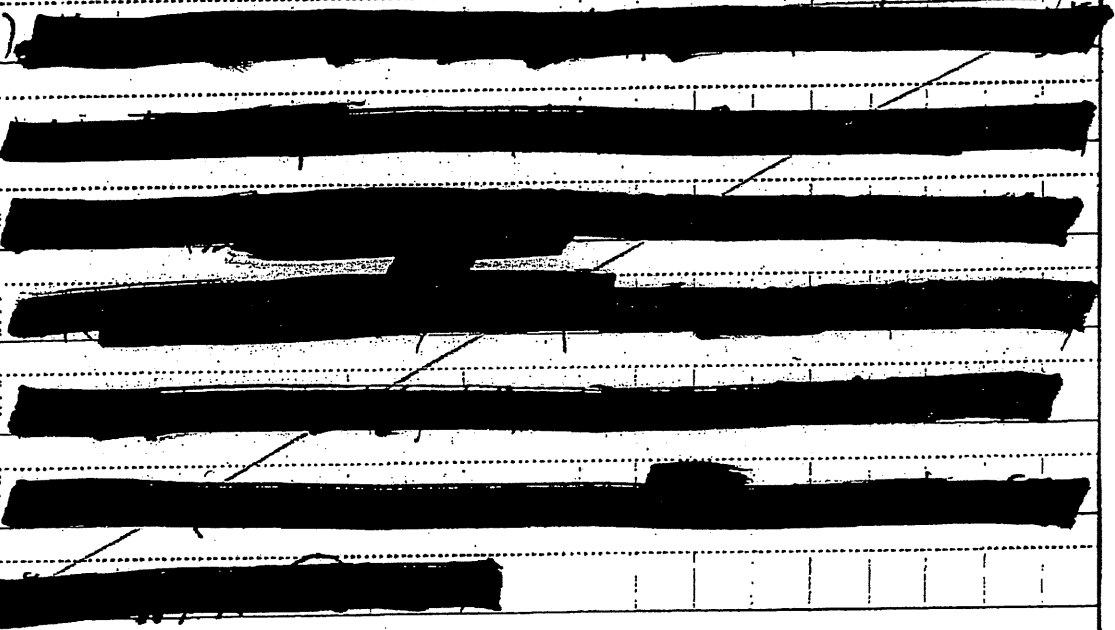


Table with 10 columns and multiple rows, mostly empty.

(三八〇字)

2. 以下に訂し、又本ト局長以下に訂し

(1) [Redacted]

(2) 尚、本件事件の爲に日本に現地入りした
ミズソンは之に7回目である。日本側が
住民と直接会合して話を聞くに望むに反対する
ものではないが、調査団は現地入りする度に
住民側の補償問題等に訂する要望が強く
存する事も事実であり、この事、住民との交渉の
際には留意して~~慎重に~~。

(3) [Redacted]

最初には改訂する村にのみ補償
支払、移転~~は~~完了~~は~~、他の村にも補償

(三三〇字)

スリランカに催した同席の實施を行、2ヶ
方針を以、この案の 現地の確認を仰ぐとの
と見料。

(4) 最後に、環境と開発という一見対立する
2つの目標について、~~この案の~~ ~~この案の~~
~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~
を追求し、
いふ事を理解頂きたい。

原則回答骨子

3. 引続き ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~
に ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~
に ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~

個別の案についての確認を行なうこと(これは
7月、更に、17日現地において)

局長官の下、地方政府関係機関の責任者

20名と ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~
6時間以内の ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~
集中的に ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~
検討を行なうこと、最終的に回答 ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~

21日 ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~ ~~この案の~~
提出、我々のことと、
の相互間の関係に

(1) 移転に付する住民の同意。

(1) 現地の慣習に従って住民との対話を進行、
各案の3の

2) 移転同意書を出し、我々の2ヶ、

(三八〇字)

事業の、及び移転に反対している住民は存在
 しないとの立場であり、この点の現地の確認は
 している。尚、最初には水没するアウガタン村に
 ついて、移転同意、補償基準案の同意、財産
 目録調査の結果と踏之上に補償額の同意を経て、
 補償費の支払いは完了した。金産移転を
 完了しているが、この点住民^が反対している
 一ツの証左であり、他の村については、R2にOECA
 に提出している。及び一ルに送って実施している
 ところ。

(4) 昨年、マカルク及び東京に陳情に行つた住民
 については、~~マカルク及び東京に陳情に行つた住民
 については、マカルク及び東京に陳情に行つた住民
 については、マカルク及び東京に陳情に行つた住民
 については、マカルク及び東京に陳情に行つた住民~~
 特段の調査を行つており、現状に
 ついては明確ではない。但し、マカルクに陳情
 に行つた住民の一人は、今や補償・移転について
 完全に同意しており、住民の働きと努力とで
 本件事業の推進に努力しているとの事。

(三八〇字)

日本に陳情に行つた2名のうちの1名、インドの
 NGO (INGI) の、2名が住民ではないとの
 書簡が着いてくる。^{女性の方} ~~男性の方~~は明らか^に住民ではないが、
 男性の方については、以前住民であった
 という話もあり、我々は承知(たのむ)現地^で
 調べたい。

(一) 700人の署名、¹のうち、²「~~インド~~政府と
 して偽署名であると思う。(根拠を記したのには)
 筆跡鑑定を行つた」とは言へるが、住民の合意書
 のサインも見ている 地方自治当局によると、明らか
 に住民のものではないものが入っている由である。
 また、NGOが一人づつ書いた部分もあるとか、
 異なった要求でサインを筆めたものに NGO が
 別の要求書を行つた^等 種々の情報がある。^等
^{同様に}不明確ではない。いかなにせよ、住民の中には
 補償金の増加を望んでいたものがあり、これを
 NGO が政治的^に利用した可能性が高い
 と思う。

(二) 尚、NGO との関係については、「~~インド~~政府

(三八〇字)

とされている。87年のヤクママダマの調査では、同村は
 各戸当り ^{収入割} 9万5千円/月、92年の移住者調査では、180万5千円/年
 とされているに比べて、収入との比較では 5年～9年分と
 比べられている。

(イ) 補償費を 実際には ^{受ける} ~~受ける~~ 住民は、総じて
 満足の状態を示している。ゴウヤクン村 2325戸のうちの内
 30戸は ^{住民の意見} 住民の意見と異なっているために 再調査
 の必要があるが 済んでいるものがある。因みに ^{月利} 金2万5千円
 何らかの補償費を受けたり 物販を完了した。

(ロ) 支払いは、中間採取を ^{小切手} 済ませる ^{直接} 直接住民
 に支払われ、これは 銀行3行を ^{経由} 経由して 貯金を ^{する} する
 形になっている。 ~~この形になっている。~~
~~この形になっている。~~ (受取手続)
 消費に使用せず、 ^等 生産目的 ^の 以て ^{する} する 貯蓄 ^の 貯蓄
 手段、補償費は住民 ^の の ^手 手 ^で で 実際の使用 ^が された
 次第である。

(ハ) 学校・モスク等の 公営物 ^は は ^{補償費} 補償費 ^は は 地方自治体 ^が が 同様に
 土地転讓地に 建設 ^{する} する。モスクは 私有のもの ^が が 多く、^は は
 補償 ^費 費 ^を を 所有者 ^に に 支払 ^い い、^は は 建設 ^費 費 ^を を 納付 ^{する} する こと ^と と なる。

(三八〇字)

(1) 非水没地の補償については、一併でも水没地にか
 かり土地 ~~補償~~ ^{許す} 補償対象とすべきとした。
 邦、全く水没しない飛地については、移転地の
 近くで将来にわたる収容可能な ~~所~~ ^所 (4) 移転地側) は
 基本的に支払いをしないが、7ヶ湖の ~~対岸~~ ^{対岸} は支払うという
 原則に鑑み、~~許す~~ ^{許す} 許す方を(2) 検討中である。
 (2, 4-2, 4-3, 4-2)

(3) 移転地整備

(1) 移転地については、通常の移転用 ~~の~~ ^{元々} (2種類)
 に比して優遇したものと取り決めた。更に追加的措施
 (E1, U1, W) を講じたものとしている。このうちE1は
 既に移転地整備が完了し、移転も ~~完了~~ ^{9月4日} 終了した。他の地区は
 OBCに提出済みのスケジュールに鑑み、整備予定である。

(2) 移転地の各々の口々の区分は「~~くじり~~ ^E 実施」
 により、移転に際しての内部の ~~区分~~ ^{区分} 区分は
 ない。邦、土地の売買は登記簿発行 ~~(年経)~~ ^{年経} (年経) には
 程度必要) 後は自由となる。この点も通常の移転の
 場合には20年程度売買が禁じられていた ~~が~~ ^{これを撤して} 撤し
 たものとなっている。

(三八〇字)

余りに遅く+済に

(1) 一ヶ所の移転地が「農業不産」の調査結果が示す
ように、対象村の住民も同行して新移転地に
決定。LT₂ (旧地の F/S は 10月中には完成予定)。

(2) 移転後の住民の収入予測は、^{平均}毎月 20万 UCP程度
と現在よりは多少に高く見られる。

(4) 問題処理機関

(a) 住民への肉の問題解決、苦情処理の為の 727-768
を県レベルで設立することとした。本部は、西アサ州分
に702は 1バヤラング、リア州分は702は 1バヤラングに
置き、各移転対象村毎に支店を置く。702は727
に702は ^{8月25日に}既に設立の上、実際の活動を行っている。

(b) この問題処理機関には、日本側の要望も入れて、
727-768-727-768 を含めることとした。その選定は、各研
1人、1727-768-727-768 肉の互選によることとする。

(c) 各支店に未解決の問題は、その程度に応じて肉の処理
可能、本部に上げて対応を検討することとする。肉の
性格により、この機関の構成員は、移住者、農業者等との
地方機関が中心として検討可能。

(三八〇字)

(5) その他

(イ) 象の移転については、30頭の目標の内、15頭の移転を完了している。30頭移転完了後は新たに象が繁殖可能な状態に維持する必要がある。象の移転の具体的な方法は、訓練士が象に乗る専門家に依頼し、象を保護し、繁殖後は双筒鏡を打撃半覚醒状態にし、^{訓練士}象が誘導軌道に上り降りして歩くものである。

(ロ) モニタリングプログラムは完成しており、これに対する日本側専門家のサポートについては現在検討中である。

(ハ) MP5タクス寺院以外の遺跡については、教育文化省の記録にも掲載されているが、その位置関係が不明な遺跡もいくつかある。

(ニ) 今後の具体的な植林計画は、調査中であるが、保護林620haの再指定は終了している。これは日本の情報に基づき上流域の再植林計画(E/S)の結論から、具体的な植林事業を行う予定である。

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写



08-018

主管

経協有償

月 21日 [Redacted] インドネシア 発
 平成 4年 9月 21日 [Redacted] 本省 着

外務大臣殿

国広大使

コタパンジャン政府調査団（現地視察と住民等との対話：別電2。）

第1913号 秘 至急（ゆう先処理） [Redacted]

（以下FAX送信 DJ8729-10）

(三三〇年)

住電第 1911 号 別電 2

17~19日、本件調査団は、移転対象村10ヶ村全戸及び
 移転地4ヶ所を訪問し、^{の正}住民代表との会合及び
 住民とのインタビューを行ない、事業と移転に関する
 住民の意向及び政府と住民の対話の^{と中心は}実態
 調査にて了、概要次のとおり(当館、
 OECF 同行、通訳=OECF)

1. 住民代表との会合

西アゾラ州(タンジエン・バウ村)及びリアウ州(新アゾラ
 州村: トラナ地区に移転を完了した村)において、住民
 代表との会合を行なった。これは、当方の要請に
 より、PLNがアゾラ州LT村の、タンジエン・バウ2ヶ
 村^{の地}の(30人程度のインタビュー員(女性3名)、新アゾラ
 州村では10人程度のインタビュー員)が参加した。

(1) タンジエン・バウ村

佐藤団長が70分程度の目的について説明の上、
 質疑応答を行うという形式をとった。村長及び住民
 代表より次のような発言がなされた(尚、県庁他政村
 関係者も同席しており、自由に夫婦が発言するようでも一部の参加者が
 積極的に発言する様子が見られた)。

(三) 八〇字

(イ) 移転予定地^のリンボ・夕夕地区に満足している。この土地の住民側の要望により、政府側が当初計画を変更し、決定したものである。

(ロ) エトラナ地区に於ける土地と同様の追加的措置がこの移転地にも適用され、移転前に金2か完成することを希望する。

(ハ) エクパンション事業及び移転の必要性については、1984年に^{地主}(政府F)説明がなされた。その内容は包括的であり、明確なものである。

(ニ) 西スエラの2ヶ村における移転への反対は当初より存在している。現在の土地への愛着もあり、移転後の将来も明かしている。心配している。

~~三ヶ村~~

(ホ) 補償費については、その単価を^{伝統的措置である}村の工池サス(ムヤワラ)に合意した。また、村長は50万円への説明もなされた。現在補償費の具体的な交渉と受け付けの進捗について、住民の中には補償単価の増額や非木炭地に対する補償を求め声もある。

(ヘ) 住民の要望や苦情は、新たに設立した問題処理

三八〇字

の為の夕夕有-入を通じて 地方政府に 5ヶ子 とい
方式を といえる。

(2) 新・プラウカタン村

PLNが 予め 招集し いた 夕夕有-20ヶ子- 10人程度
に 上記(1)と同様の 形式で 交渉 した (この村は 工事の
開始で 本格的 建設は 生じ ない ため、 最初には
補償費の 支払いと 移転を 行わ した 村、 9月 には 移転済)。

(1) 本件 事業に ついては、 1984年に 政府より 実施を 告知
された。 2ヶ子 への 移転は 90年に 決定 した。

(2) 移転 する ものは 極めて 困難に 行われた。 各戸の
異質的 移転 場所 (ロト) は ^{公衆の 目的で} 抽選 によつて 決められた。
住民は 2ヶ子を 公正な ものと 受け ため した。

(3) この 移転地は 土壌が 良く、 家の 内閣も 広い こと
ゆえに 住民は 満足 している。 内閣を 見れば、 現在
井戸水が 充分に あり、 ^{ここには} 建設中の 水供給 設備の ^{早期} 完成
を 希望 する。 また、 村の 幹線道路の 舗装も 早く 実施
される。

(4) 非水汲地の 補償 問題に ついては、 政府は 夕夕有の ^{村岸} ~~移転~~

DJ8729 4 5

(三八〇字)

の計を補償対象とせず意向であると承知可なり。

合々の土地を補償しない。 (^{同様に}住民は ^形 11617077

の土地) には、水没が予測されるのに補償費が支払わ

れないことと苦情を申し入れた。 (注: 政府側は

水没予定地 ^{補償費} へは 307077 とした)。

(例) 種々の住民側の苦情は、バンキチンに訴えを寄せ、

この村に支那のあり内題処理計画に申し入れた。

(例) 住民の合々の人に行きかたの形の補償費は受けたいと

あり、移転を嫌がった者はいなかた。

(例) 今後の生活については、土地の転入、金庫への入れ

アランテ一連の貸与の地、継承3世代(夫婦)が同居して

いたものが、夫々家と地を分けたこと ^{の事案(例)もあつたので、全体と} ~~あり~~ あり

苦しが弊に在るものと思う。

2. 住民との交渉の一

(1) 移転対象村で、ランダムに選んだ住民に交渉の一

を行つた。 事業30年の間に移転ありとせ

ついでに早知知しあり、反対の者は聞かされた。

但し補償費も含め若干具体的に交渉内を行つた

(三八〇字)

即答しうる状況に於て、團りの人(金=PLN)は助言を
 必^{必要}と回答するといふに、情報^{充分}に村人
 一人一人に伝わてゐるとは言ひ難い面もあつた。
 尚、今予定地^地の最も遠いケンブリス村におい
 ては、住民が早期の移転実施を希望し政府に
 要望書を出してゐるとのことであつた。

(2) ^{昨年}シヤカルタの大使館・OBCF事務所等に陳情に来た
 アブドラ・アジムといふ住民と、このウレを有する残舎か
 あり、同人が室内に答へて述べた由、興味ある点
 次のとおり(同人は昨年は青年隊のインテリゲンチーとして
 シヤカルタに赴いたが、現在は村を4分する区の代表と
 なつてゐる由)。

(イ) 現在は、補償費の移転地整備といふ事で政府側
 前向^かつて交渉を得てあり、移転を支持してゐる。

(ロ) 昨年、シヤカルタに陳情に行つたのは補償費の増額を
 求めたことである。住民から補償費増加要求といふこと
 自身150人(女子校を含む)の署名を得て、5万比の
 カンパに^{他の4人の住民代表と共に}バスで行つた。途中、バヤクン^ンで昔村に
 入り込んだら学生を合計5人加わつた。3に2

三八〇字

署名のカーレターを付し 自分もサインしてあげ、その
 (補償費の増額を要求し、その理由を述べ、その旨を述べ)
 内容は読子にサインを行なった。このレターは
 自分の仲間が読んでいたが、彼にはこのようにものを
 書く能力は、学生が書いたものと思う。150人以上
 の署名の真偽は不明であるが、シャリフ(同行して
 住民を最近死した)は 自分一人にサインをさせた。
 自分は、補償費の増額を求め、陳情を行なったが
 これは村人のコンセンサスであり、これは事実である。

(1) 自分の村(217名)の 金の移転に賛成であるが
 ほかの ~~村~~ 村にはないが、自分の下にはい子住民は
 賛成である。

(3) バツ・バルスラフ村において、住民のサインを行な
 った際には、昨年9月に日本に陳情に来たラハマト
 (村名アス)が、近くに住んでい子この情報を村人に
 教えたこと、為、地方政府・PLN関係者に知らせるに
 直接村活を行なった。同人は、我々を
 見守りや着席の姿勢を示し、直ちに自分の家へ ^{迎え入れ} ~~移住~~
 村人2人も加わった形で面談を行なった(尚、同人は
 農民ではなく、商人であり、バヤクン附近 ^村 に2人目の

(三八〇字)

(従来村の家に住まされて来た由)

本人の下で一年弱暮らした由。

(イ) 日本から帰国して、^{2ヶ月}~~2ヶ月~~前には初めて村に居て来た。そこで感じたのは、以前に比較して住民に対する政府の説明が充分に存在して居る、口池村を至るまで案内(ガイド)が通じて居るに違いない。

(ロ) 補償費については、以前よりも条件は改善されたようであるが、^{現在}まだ不十分で住民も不満を抱いて居る。10人の住民の干渉を形成し県知事に直訴にいく計画がある。~~...~~

~~...~~ 補償費支払と同時に樹木の伐採と、移転地での収穫開始予定の7年間の生活年数を^断下にする為、充分な補償が必要であるからである。(当然、この意味での誤解であり、本設法の間の現在地での収穫は可能であること、膨大な補償費増加は事業そのもの中止に繋がりにくく、この政府の考えもあること、口池村でも政府と充分話し合えば誤解はとけ去ることを指摘したことは、それが事実であり、村人が口池村で合意がなされたら自らもそれを認める。

0001210 9

(三八〇字)

(イ) 日本^{には} ~~は~~ スミ教授より資金提供を受けて
 招待された。彼は^{4A} バヤンアに自分を訪ねて来たが、
 本件事業と住民のことを心配している(当然より、日本
 では、「自分に選取股が与えられた」を喜び、「事業に
 反対がある」といった形で意見を述べた。如く通訳の女性
 が述べたところ、実際、かか3発言をしたのが確認された
 と3)。自分は事業自作^に ~~反対~~ ~~した~~ ~~日本~~ ^{ではなくその発言はしていない。}
 を訪ねたのは、政府と住民の対話を自分にしていく
 という点と補償費を増加してほしいという2点も要望
 ありである。

(ロ) ^{2ヶ月} ~~前~~ ~~来~~ ~~て~~ 村に帰ったのは、政府の圧力を
 懼れのせいである。実際、特設政府が3つの圧力も加わ
 る、選挙もあった^{の2} ~~自分~~ ~~は~~ ~~提~~ ~~し~~ ~~た~~。しかし、
 帰村し持っていたのは、村人が自分を従来と
 同様に扱わなくて、命令にも呼ばれていないこと
 である。

(ホ) ^{最終} (当方の受け口答として) 事業、特設には賛成して
 あるが、補償の内題が残っているというところである。

(三八〇字)

3. 移転地等の状況

(1) 新アロウ・カウ村 (アロウ地区)

(前家の不衛生を避けたため)

の住民移転は完了しており、2週間の間には家の増設も相当進んでいる様子であった。

(2) アロウ・カウにも工場の建設が進んでおり、10月中にはアロウ・カウの抽選も予定の通り。

(3) 追加的措置は、家のコンクリート床、天井のセメント工事を完了しており、飲料水の供給システム(小川の水を浄化)

圧力で村内27ヶ所に供給する)、幹線道路の舗装は建設中、電気については、小規模発電所の

建設と各家庭への配電は完了しており、17時から7時迄の間電気が使用出来るようになっている。

(4) 住民は金銭的負担は完了している、移転地としてのものの

不満足な様子はない。

不満は無い様子であったが、(補償費支払いを強く求める声も聞かれた。

今後時間によって)

(5) 総じて移転は円滑に進んでいる様子であり、住民

如土地に年々増加している、住みやすい環境を

創出するよう努めている。尚、移転前の

村は、誰も住居も無く、家賃(資材を移転地に

(三八〇字)

運ばれた後の殺伐とした姿が目に入った。

(2) 他の移転地

土地の起伏の状態等に相違がみられるが、~~移転地~~

移転地と見做すに思ふべき地域や選定土地、着案に

準備が整ったはずの子であった。この土地に2の

経験等を基に、必要最小限の~~変更~~ (家毎の階高を

若干縮小等) が存在することと存在(由)。

(如、若木村に同様のバツク-2²が存在)

(3)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写



08-018

主管

経協有償

月 22日 [Redacted] インドネシア 発
 平成 4年 9月 22日 [Redacted] 本省 着

外務大臣殿

国広大使

クタバンジャン政府調査団（スギヤント国家開発企画庁次官との協議）

第1925号 秘 至急（ゆう先処理） [Redacted]

（以下FAX送信 DJ8742-04）

秘

(三八〇字)

往電才 1911号 別電3.

21日、本件調査団は、現地視察の結果報告にも
兼せて スキヤン BAPPENAS 地成担当次官と協議を行
ったこと、概要以下のとおり(先方: [redacted] 同席)。

1. 冒頭、佐藤団長より、本件調査団の目的について
冒頭往電 と月報の趣旨を述べ、契約同意の可否
について東京に持ち帰り検討する~~こと~~、個人
的感想として以下の点に述べた。
(ことばによる言明確にした上で)

現地の住民と接した範囲では、事業自体のみ
難航に反対している者は存在せず、その意味では
安堵している。

他方、補償費の額のみ補償の対価に於ける
住民の中に不満が存在していることは思われた。
補償は事業実施に在る「政府の内^内問題」であり、
これに干渉する程のものは、河溝が平和的

(三八〇字)

~~知理加 下五山子~~
~~解明加 下五山子~~ ことを希望。補償費の内題とい
いとも 事務費計画にも 大至る影響を及ぼしうること
を理解頂きたし。

(4) 地方政府の下に 住民と政府の間の内題を
処理する 機関が 設立されたことを歓迎。この中
に 住民の關係に
実質的支配を果しうることあり、効果的
運用に 務むることを望む。

2. ことに 対し 及び 行政的 上の 対応 必要あり
あり。

(1) 本件 事業 ため 住民 事務 補償 内題 に対し
自分も 個人的に 大至る 関心 あり。

(2) ~~補償~~ の内題 については、種々 内題 あり こと
自分も 感じ する。今 本 案 印 の 閣 議 決 議 案 第 69 号 及び
BAPPBNAS
BAPPBN
が 中心 として 行 った こと、^{側面 にも 及 び した}「裁 断 的 多 階 級 行 政」と
な った こと、^{住民 事務 及 補 償 内 題 とも 関 係}「裁 断 的 多 階 級 行 政」の 取 組
か した こと、^{内 題}自分 1965 年 及び 74 年 現
任 者 とい った こと、^{行政 具 体 的 内 容}後 述 の 内 容 承 知 した こと、
この 如 く 旧 然 として 残 った こと 内 題 である こと 認 識 する。

秘

三三〇字

あつたとして住民との話し合いを通じ円満な処理を行っていく
 所存である旨述べた。また住民移転問題の今後の進展につ
 ては遠次日本側に報告する旨述べた。その他同長より住民移
 転問題の井戸らや"野生生物保護・森林保全等の環境問題
 についてと引続き配慮を伺たい旨述べ、先方はこれを承諾に
 4. 更に、佐藤同長より、わが国とわが国との関係の
 限らず(環境問題一般)について大なる関心も有らあり、
 この点については、先般決定したDDA大綱でも明確にし
 ていた。かかる観点から、自然と環境の両立を目的に
 いるとの^{この点の}旨の^旨の発言は心強いものがある
 と、本件事案を環境と開発の調和し得たモデルケースとする様
 に頂きたいし、他の^{関係}事件についても同様の環境
 配慮も払っていかしことを希望する旨述べ、
 先方もこれを了解した。

(3)

280

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-035

主管

経協有償

月 18日 [redacted] インドネシア 発
平成 6年 4月 18日 [redacted] 本省 着

外務大臣殿 藤田大使

94年度対インドネシア円借かん政府調査団（別電1）

第806号 秘 至急（ゆう先処理） [redacted]

（以下FAX送信 DJ4047-05）

1. 協議冒頭に出席したラメランBAPPENAS副長官より、今年次協議開催に先立ち、以下の発言がなされた。

過去25年間、「イ」経済はめざましい成長を遂げてきているが、右において貴国の援助の果たした役割は大きく、貴国の協力に大いに感謝している。今年度は「イ」にとって、第6次5カ年計画と第2次25カ年計画が同時に開始される重要な年であり、かかる観点から先般経済協力総合調査団が派遣され、今後の日・「イ」経済協力のあり方についての意見交換の機会がもてたことは極めて時宜を得たものであった。

近年「イ」経済は、順調な経済成長の下、非石油・ガス製品の輸出と税収入の増加が顕著となっているが、一方で世界経済の停滞、円高、及び石油価格の下落等新たな問題に直面してきており、この点についても貴国の理解を求めたい。

開発プロジェクトの中では特に人材育成、貧困撲滅、経済・社会インフラ整備を重点分野としていきたいと考えており、今度円借款の要請案件についても右を踏まえたものとなっている。

2. 対インドネシア円借款に係る基本方針

佐藤団長より、対インドネシア円借款に係る基本方針に関し、大枠については先般の経済協力総合調査団において日・「イ」間で合意したところであり、この場で右につき再確認したいとして対処方針に従い次の通り発言。

- (1) 「イ」はわが国円借款の最大の受取国であるが、緊密な二国間関係、経済・地理的重要性、及び旺盛な開発需要等により、引き続き我が国経済協力における最も重要なパートナーの1つであり続けるであろう。
- (2) ODAに対する内外の関心は高まっており、適正かつ効率的・効果的实施が一層重要となっているところ、わが国としては、特に以下の点に留意しつつ円借款供与を行っていく。

(イ) ODA大綱

環境と開発の両立の観点からは、環境保全に資する案件には積極的に支援するとともに円借款案件の計画、準備、実施段階から環境配慮を一層強化することが重要である。また民主化の促進の観点からは、「イ」における近年の基本的な課題について「イ」政府のこれまでの努力を評価すると共に、一層の改善努力を期待する。

(ロ) 透明性と責任ある実施の確保

経済協力に対する我が国国民の理解と支持を引き続き得るためにも効率的・効果的な実施が重要である。

(ハ) 各スキーム間の連携強化

今後とも円借款と他のスキームとの連携を積極的に行っていくことが重要であると考えており、特に開発調査案件に対する円借款供与、円借款案件に対する技術協力について今後一層重視していく所存であるところ、「イ」側においても十分留意の上、一層の努力を要請したい。

(二) 積極的な広報努力

今後のODA実施にあたり、わが国国民の理解と支持を高めるためにも積極的な広報活動が重要であり、特に円借款については一般アンタイド化の進展からわが国援助であることがわかりにくいことから一層意識的な広報努力が求められる。

- (3) また、先般の経協総合調査団にて合意した通り、公平性の確保、人材育成・教育分野、環境保全、産業構造の再編成に対する支援、産業基盤整備を今後の経済協力の重点分野とするが、特に円借款については依然としてインフラ整備が重要な役割を果たすと思われる。

2. インドネシアの経済情勢及び経済政策

- (1) スカルノ次官より、別FAX信の資料に基づき、近年の「イ」経済状況について次の通り説明。

- (イ) 近年の「イ」経済は2つの段階に特徴づけることができる。89年より91年まで「イ」経済は過熱状態にあり、成長率が7%を越え、10%近い物価上昇率を記録、また経常収支赤字も拡大した。一方、92年より93年にかけて「イ」経済は持続可能な開発に向けた正常な経済状況への移行期にあり、GDP成長率は6%台となり、非石油・ガス製品の輸出が順調に増大している。

インフレ率については、92年度が4.9%であったのに対して93年は9.8%まで上昇したが、これは93年1-3月の公共料金値上げや水害の発生等に負うところが大きい。また94年についても1-3月で既に3.7%の上昇率を示しているが、これはレバレッジ等の影響によるものである。

- (ロ) なお、国内投資は、許可額ベースで90年以降減少しているが、慎重なマクロ経済運営を継続しつつ実体経済面での規制緩和を一層進めることにより、再び増加に転ずることができると見込んでいる。また、外国投資についても、商業借入規制等から伸び率は落ちつきを見せてきている。

- (ハ) 94年度予算は、引き続き慎重な (prudent) ものであり、国内歳入は93年度比12%の伸び、経常支出は93年度比5%の伸びを想定している。しかし、予算策定時1バレル当たり16ドルを想定していた石油価格が14ドルまで下落してきており、「イ」経済に深刻な影響を与えることが懸念されている。即ち、既に93年度予算に計上された支出の一部が延期され、また91年92年と生じた財政余剰3.5兆ルピアのうち1.8兆ルピアが取り崩されている。更に93年度29億ドルであった経常収支赤字が37億ドルまで拡大するおそれがある。また、外貨準備のかなりの額が短期の資本流入からなる短期的資金であることから資本逃避の可能性があり、外貨準備額として引き続き輸入額の5ヶ月分を維持していく必要がある。係る観点から、引き続き「足の速い借款」が必要である。

(2)以上を受けて、次の通り質疑応答が行われた。

(イ) (石油価格下落に伴い経済が困難な状況に陥るとしているが、94年度はついでには既に国内投資許可額が15.4兆ルピアに達しており、また石油価格の下落に対応するためには金融政策の引き締めを行う必要があるが、93年におけるの実質金利はマイナスになっており、健全 (sound) かつ慎重な金融政策が実施されていないのではないか。)

国内金利の問題については、「イ」はディレンマを抱えているといえる。即ち金融自由化政策の導入以降、金利を上昇させることは海外からの資金流入が増大し、通貨量の増大を招く恐れがあり、右を勘案しつつ対応を検討しなければならない。

(「イ」中銀) 94年1-3ヶ月間については、インターバンクレートで見れば実質金利はマイナスだが、3ヶ月もの預金金利で見れば実質金利はプラスの状態である。「イ」は開放された資本取支レジームを有していることから、海外からの資本流入を常に留意しなければならない。為替政策においても同様に、ルピアの切り上げは海外資本の流入につながり、信用拡張を招くという側面もあり、慎重な対応が必要だ。

(ロ) (石油価格の下落によるレプリタVI実施への影響如何。)

「イ」経済における石油への依存度は確かに下がっているが、国内歳入の面では依然として重要な部分を占めており、また国際収支上も深刻な影響を及ぼすことになろう。なお、レプリタVIでは94年度予算については1バレル16ドル、95年より98年までは1バレル17ドルで計算している。

(ハ) (石油価格の下落に対し、国内歳出の削減と国内歳入の増大を図っていると承知するが、具体的に行われた措置如何。)

経常支出分については、公務員の出張旅費の大幅削減が行われ、開発プロジェクトに関し改めてプライオリティの確認がなされた。更に中長期的にはインフラ整備において民間に任せていく分野が増えていくと思われる。

国内歳入については税収の増大を図っていく所存であり、現在徴税に係る法律の見直しを行っているところである。

3. 円借款実施に関する問題点

(1) 佐藤団長より対「イ」円借款全般に関する問題点として対処方針に従い、以下の通り指摘を行った。

(イ) 執行率の改善

「イ」においては、BAPPENAS及び実施機関とOECD事務所との連絡会議の開催等により、近年執行率が改善してきており、右は評価できるが、依然として調達手続きの遅れ、ローカル・コンストラクターのパフォーマンスの悪さ等の理由より実施がおくれている案件も散見されるところ、一層の改善努力が望まれる(として実施の遅れている具体的案件に言及)。また、他のドナーのバイブライン執行率の水準及び今後の見通しについて承知したい。

な案件については完全なツ－エンヴェロップ方式を採用、②中程度に複雑な案件についてはセミ・ツ－エンヴェロップ方式を採用、技術を35%、価格を15%の割合で評価を行う。③一般的な案件については、同じくセミ・ツ－エンヴェロップ方式を採用するが、この際、技術を70%、価格を30%の割合で評価を行う。以上の分類は必ずしも確固たるものではなく、カテゴリー分類が困難な案件はいずれも1番目のカテゴリーとして評価されることになる。OECDのガイドラインについては認識しており、円借款についてはインドネシアの調達方式に^{借入れ}別添右ガイドラインが採用されることになるが、本件はコンサルタントに係る費用を削減し、インドネシアのコンサルタントを^{養成}したいとする政治的な意思によるものであることにつき強調しておきたい。))

(了)

先般送付致しました開示決定通知書の中で行政文書16番として「94年度対インドネシア円借款政府調査団（来電第801号、第806号）」を通知しておりますが、これら2つの来電のうち第801号は開示請求事項とは関係のない文書であり、タイプミスにより開示決定通知書に対象行政文書として挿入されていることが判明致いたしました。このため、第806号（数量6枚）のみを対象行政文書とさせていただきますところ御了承の程宜しくお願いいたします。

秘

電信

主管

10-040



主管

経協有償

平成13年 5月 3日19時20分
5月 3日21時21分

インドネシア 発
本省 着

外務大臣殿

竹内大使

中間CGI・ジュナイディ国家開発企画庁長官とのパイ会談(2-1)

第1198号 秘 至急(優先処理)

(分割電報)

25日、23、24日に開催された中間CGI出席のため当地を訪問中の北野有償資金協力課長は、ジュナイディ国家開発企画庁(BAPPENAS)長官を往訪した。先方発言概要は以下の通り(先方

当方：松尾財務省国際局開発政策課補佐、植村経済産業省企画官

現地JBIC事務所 当館 同席)。

1. 当方発言

冒頭、当方(北野課長)より、以下の諸点につき、質問及び我が国の立場の説明を行った。

- (1) 財政上の地方分権下での海外援助プロジェクトの実行に関し、
- (イ) 中央政府から地方政府への貸付スキームの詳細はどの様なものか、
- (ロ) 我が国は、「イ」の地方分権への取り組み自体は歓迎。但し、円借款プロジェクトの実施に際しては、地方政府の実行段階である程度の関与は良しとしても、あくまで中央政府にて責任ある実

注意

ニ
電
報
の
に
取
り
す
扱
る
照
は
会
慎
は
重
に
報
通
い
信
課
後
開
班

(内線四二一三・四二一四)に連絡願います。

施体制を確保している必要があるとの立場だ。この点に関し「イ」中央政府としては実際にどのようなにして責任を確保することとなるのか、

(ハ) 地方分権下において、プロジェクトのスムーズな実行を確保する体制はどのようなものか、具体的には国家開発企画庁（BAPPENAS）、各ライン省庁、地方政府間の役割分担、実行モニタリングの体制は今後どうなるのか、

(2) 我が国の経済協力実施に際し、内貨の手当不足といった障害が生じないことを期待したい。中間CGIでプリヤディ財務大臣は2001年度予算の財政赤字拡大を受けて、開発歳出を大幅に削減する案を検討していると発言されたが、開発歳出を削減していく中で、内貨の手当を如何にして確保する考えか。

(3) 既往案件である「コタバンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業計画」につき、上下水道の整備が十分でない等の問題が生じていると承知しているが、本件が環境に与える影響等

2. 先方発言

以上に対し、先方より、概要以下の発言があった。

(1) 財政上の地方分権に係る中央政府から地方政府への貸付スキーム

本件に関してはまずはソブリン・ステータスの所在を明確にしなければならないと考える。地方政府にはそのステータスは無いのであり、海外ドナーからの借入は全て中央政府を経由すべき、というのがBAPPENASの考えだ。

確かに政府規則第107号は地方政府の海外ドナーからの直接借入を認めているが、これは、地方分権法（99年法律第22号）にて地方政府にその権利が認められているからだ。BAPPENASとしては、この方式には反対で、昨年にはその実施の延期を画策したが成し得なかった。

ドナーから地方政府への援助資金の貸付方式の詳細については、現在、地方分権調整委員会で検討中であるが、現在迄の議論を踏まえてその概略を述べると以下の通り。

第一の方式は、先程述べたドナーから地方政府に直接貸し付ける方式だ。この方式はBAPPENASとしてはout of questionと考えており、ドナー側も採用しないことを望む。一部の州知事は訪日して日本政府から直接借り入れる内諾を得たなどとBAPPENASに言ってきているが、真実ではないはず。

第二は、onward-lending方式である。これは、中央政府が借入人となり、地方政府に同資金を貸し

電信

主管

10-040

秘

注意

電報の取扱いに
関係する照会
は慎重に願
速に返信
願います。

[Redacted]

主管

平成13年 5月 3日 19時20分
5月 3日 21時23分

インドネシア 発
本省 着

経協有償

外務大臣殿

竹内大使

中間CG1・ジュナイディ国家開発企画庁長官とのバイ会談(2-2)

第1199号 秘 至急(優先処理)

[Redacted]

(往電第1198号分割電報)

(2) 開発歳出削減とローカルコスト、地方分権後の役割分担等について

ルピア減価等に伴い財政赤字が拡大したため、開発歳出の大幅削減が必至となっており、海外援助に係るローカルコスト支払いにも影響が出そうな情勢だ。2001年度予算では、開発歳出のうち(中央政府プロジェクトの)カウンターファンドに2.5兆ルピアを充てて各ライン省庁に配分しており、うち1.5兆ルピアがローカルコストだ。現在、BAPPENASから各ライン省庁に対し、既存の海外援助プロジェクトにつき現段階でのコミットメントの度合いを問い質しており、要すればプロジェクトの計画を再度見直す様指示している。BAPPENASとしては、現段階で唯一、財政による景気刺激効果を持つものとして、海外援助プロジェクトに係るローカルコストのディスバースを出来る得る限り促進すべきとの立場だ。

[Redacted]

20%のローカルコストによって

るはずだ、と述べたところ、先方首肯。)

(当方(栢山首席)より、地方関連プロジェクトに係るBAPPENAS、各省庁、地方政府の役割分担の在り方如何、との趣旨を質問したところ)

(地方政府の借入方式にもよるが) executionは中央政府各省庁が行うが、implementationは地方政府が行う、というのが現在の検討の方向性だ。BAPPENASは各省庁と地方政府をブリッジする役割と負うこととなる。幸いにも各地方政府にはBAPPENASのカウンターパートたるplanning agencyがあり、地方政府関連プロジェクトに係る諸メカニズムの検討は比較的スムーズに進んでいる。

(4) 「コタパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業計画」について

(チェビー局長) 本件は97年に終了したプロジェクトだが、洪水や住民移転の問題に起因していくつかの問題が生じている。BAPPENASは現在、本件の解決に向けて地方政府と鋭意議論中だ。

(当方より、早期の解決の必要性を再度強調したところ、先方より了解の旨の返答があった。)

(5) 2001年度案件のスケジュール、I.P.P問題について

(当方より、「昨年は7月にプロジェクト要請を受け、9月に政策協議を行ったが、正直申し上げてスケジュールは非常にタイトであった、更に、7月段階の要請件数が計

32件(うち通常案件24件、特借案件8件)と非常に多く困惑したことも事実。現段階での最優先事項は2000年度案件の早期実現であり、そのローカルコストのファイナンスの行方等を見極める必要があること等に鑑みれば、2001年度案件を論じるのは未だに時期尚早ではあるが、とりあえず2001年度案件に係る今後のスケジュールにつき貴方の見通しを伺いたい、と述べたのに対し)

プロジェクト要請は予算と関連するが、2002年度予算案の準備は5月第1週より開始される。その後6、7月と準備を続けて、8月16日に国会に政府予算案が提出される予定だ。その間、国会に非公式に政府案を説明する機会が設けられることとなろう。なお、2001年度の改訂予算案は5月第1か第2週には国会に提出されると承知している。

2001年度日本援助案件の要請案については、現在、各省庁と鋭意議論中だ。昨年は32件と多数の要請を出したが、現在それを見直している。実は、本件につき国会と意見の対立がある。国会はジャワ島はインフラ整備が既に十分なされているので、外島中心とせよとしているが、BAPPENASとしては、人口の多いジャワ島では一層のインフラ整備が必要との意見だ。

秘

電信

[REDACTED]

(了)

外務省

取扱注意

電信

主管

10-037

注意
ニ
電報の
取扱い
に
関する
照会
は
慎重に
願
います
。関
係
班
（
イ
ン
ド
ネ
シ
ア
）
に
送
信
願
い
ま
す
。

主管

経協有償

平成13年11月30日10時10分

インドネシア 発

11月30日12時13分

本省 着

外務大臣殿

竹内大使

経協政策協議（有償資金協力協議：総論）（2の1）

第3566号（取扱注意）至急（優先処理）

（分割電報）

9月20日、当地インドネシア国家開発庁（BAPPENAS）において、対インドネシア経済協力政策協議（円借款総論部分）が行われたところ、概要以下のとおり（先方：アブドゥルハキム BAPPENAS 次官（議長）他関係省庁より多数が出席。我が方：滑川経協局審議官、有償課長岡首席

神田財務省開発政策課補佐、前澤同省開発金融課補佐、黒田経済産業省資金協力課長

J B I C 協議団一行。当館から藤原参事官他出席）。

1. 冒頭、滑川審議官より円借款の基本方針等につき概要以下のとおり説明（当方より配布の資料を別F信1）。

-(1). 円借款の基本方針

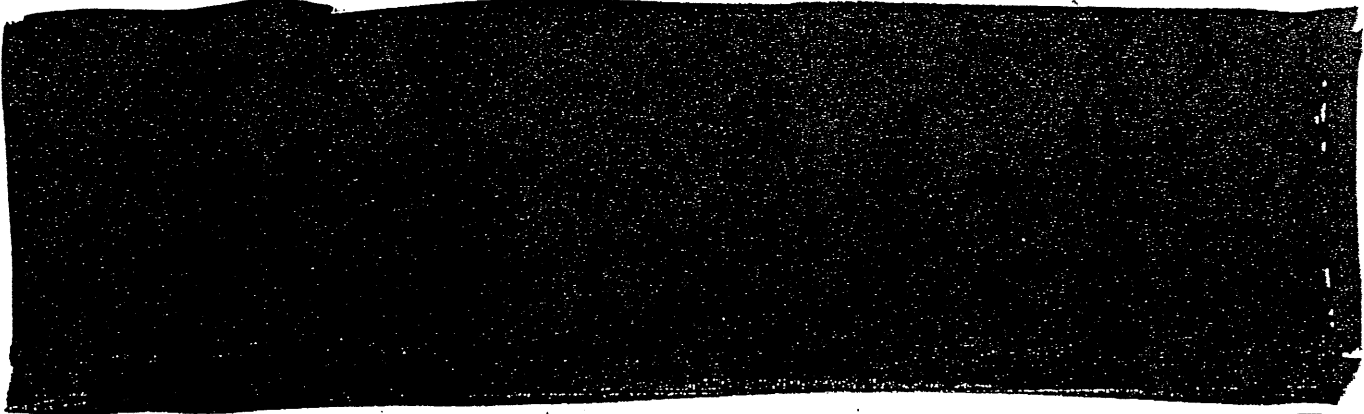
取扱注意

電信

主管

10-037

032



注意

主管

経協有償

平成13年11月30日10時10分

インドネシア 発

11月30日12時13分

本省 着

外務大臣殿

竹内大使

経協政策協議（有償資金協力協議：総論）（2の1）

第3566号（取扱注意）至急（優先処理）

（分割電報）

9月20日、当地インドネシア国家開発庁（BAPPENAS）において、対インドネシア経済協力政策協議（円借款総論部分）が行われたところ、概要以下のとおり（先方：アブドゥBAPPENAS次官（議長）他関係省庁より多数が出席。我が方：滑川経協局審議官、有償課長岡首席

神田財務省開発政策課補佐、前澤同省開発金融課補佐、黒田経済産業省資金協力課長

J B I C 協議団一行。当館から藤原参事官他出席）。

1. 冒頭、滑川審議官より円借款の基本方針等につき概要以下のとおり説明（当方より配布の資料を別F信1）。

-(1) 円借款の基本方針

ニ
電
報
の
に
関
り
す
扱
い
照
は
会
慎
に
報
願
通
い
信
課
ま
す
後
関
班
（
内
線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
）
に
連
絡
願
い
ま
す。

電信

(ロ) BAPPENASの位置付けの確認

地方分権が進む中では、BAPPENASは開発戦略策定、地域間のバランス調整の役割をこれまで以上に期待されている。また、援助のモニタリングや評価も必要となる。今後、BAPPENASは開発援助実施における調整窓口としての役割を果たしていくこととなるのか、地方政府との関係についてうかがいたい。BAPPENASには責任ある援助実施体制の確保を求めたい。

(ハ) ODA課税問題

昨年の課税方針の表明後、それを撤回する政府規則発出の間に契約が結ばれたプロジェクトについては、L/Aの中に免税条項が含まれていれば課税免除となるとされている。円借款の場合はL/AでなくE/Nに課税免除条項が含まれているが、L/AはE/Nに基づき締結されており、課税免除とされるべきであることを主張したい。

(ニ) 2000年度案件L/A交渉

先にも述べたが、2000年度円借款案件5件および特別円借款案件1件のうち、3件についてのL/Aが貴国側の予算手当確認作業の遅れ等により、未だ締結されていない。今後、プロジェクトの実施を議論する際にも支障となりかねず、早期の締結を重ねて求めたい。

(ヘ) 広報の強化、環境への配慮

広報の強化の重要性については昨日述べたとおりなのでここでは繰り返さない。最後に、環境に関連する問題を指摘したい。「コタバンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業計画」については、NGOや現地住民から、移転住民の生活水準が移転以前と同等以上であること等の条件が十分に満たされていないと聞いている。事実確認を行うとともに、住民の陳情が事実なら改善を要請したい。また、

電信

現地住民からは、本件を貴国に申し入れた際はその結果を聞かせてもらいたいとの要望がなされており、了解が得られれば結果の伝達を検討する旨回答している。については、現地住民に本日のやりとりを公表してよいかをお聞かせ願いたい。

(続く)

取扱注意

電信

主管

10-037

033

注意

ニ

電報報に取
報に取
関する
照は
会
値は
重
情に
報
願
通
い
信
ま
課
す
検
。開
班

(一)

線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
()
に
連
絡
願
い
ま
す
。

[Redacted]

主管

平成13年11月30日10時10分

インドネシア 発

経協有償

11月30日12時14分

本省 着

外務大臣殿

竹内大使

経協政策協議(有償資金協力協議:総論)(2の2)

第3567号 (取扱注意) 至急(優先処理)

[Redacted]

往電第3566号分割電報

2. 「イ」側(アブドゥBAPPENAS次官他)からは以下のとおり発言があった(当方より事前送付の質問状及びそれに対する回答を別F信2、説明に使用されたその他の資料を別F信3)。

審議官からのご指摘に感謝する。質問の一部については昨日の協議の際に回答しているものもあるが、明確にするためここでもお伝えしていきたい。

(1) 円借款の基本方針

「イ」は金融、財政、財政赤字等様々な問題を抱えているが、開発上の課題としては、投資家にとっての「イ」の安全確保であり、治安面への分配を増加させるとともに、司法分野への分配も増やしている。腐敗等KKNの撲滅も重要である。

電信

現在実施中の借款については中央政府が責任を持つ。

地方政府に資金を融資してプロジェクトを実施させる場合は、地方政府から中央政府に返済がなされても、外国への借款の返済責任は中央政府が有する。内貨の手当ても中央政府の責任であり、多くはプロジェクト1件ごとにチェックを実施する。

今後実施するプロジェクトについても、借款契約を締結するのは引き続き中央政府である。この義務は今後地方政府に移す可能性もあるが、現時点は移行期であり、中央政府が責任を持つ。

(ロ) BAPPENASの位置付けの確認

本20日、新たな大統領令 (Ke p r e s 1 0 3 / 2 0 0 1) が発出された (英訳を別F信3)。そこには、BAPPENASが開発援助を管理し、国策大綱との調整を行い、地方政府との調整、国際的ドナーとの調整を行うことが明確にされている。

(ハ) ODA課税問題

最初の課税方針が撤回され、ODA業務に従事する企業は免税となった。本件については解決済みでもう何の問題もない。

(ニ) 2000年度案件L/A交渉

L/A未締結のものが3件あるが、いずれも「イ」にとって重要なプロジェクト。このうち海事訓練学校と特借については進捗があり、今週末にも解決するだろう。税関業務改善は更に議論を要するが、早期の解決に向けて努力する。

(ホ) 環境への配慮

3つの個別プロジェクトに対する指摘を受けた。このうちコタバンジャンについては、完成済だがまだ問題が残されており、関係者を集めて議論し、事実確認を行っている。解決のため何をすべきか、その費用をどうするかについて考えていきたい。BAPPENASは具体的な行動の必要性を理解しており、地方政府に対して、移転住民の生活確保のための解決策を示すよう命じている。詳細なレポートも用意している。

(滑川審議官より、今日のやりとりを地域住民に明らかにして良いかどうか確認したところ、) 、我

取扱注意

電信

が国でも関係者に数週間前に会っており、日本に報告を送ることとする。公開については問題ない。
(滑川審議官) 本件については大使館、JBICとも連絡を取り合ってフォローをお願いする。

[REDACTED]

(ト) 広報の強化

広報の強化の重要性については貴国と同様の考え方であり、今後強化に向けて努力し、実施方法についても考えたい。

(滑川審議官) 我々の側でも努力が必要であり、本件についても大使館、JBICがフォローする。

3. 最後に、滑川審議官より以下のように述べた。

詳細な説明に感謝する。

[REDACTED]

最後からは個別のプロジェクトについて議論したい。

本電のみ、メダン、スラバヤ、マカッサルに転電した。(了)